

# 地方公務員給与のあり方及び適切な財政措置の確保について

【担当省庁】財務省、総務省、文部科学省

地方公務員給与については、地方公務員法の趣旨に基づき人事委員会勧告等を踏まえ、条例で各地方公共団体が主体的に決定するものです。

また、本府においては、厳しい財政状況を踏まえ、国に先駆けて職員の削減や独自の給与削減措置を講じるなど様々な取組を推進してきているところです。

現在、国においては、厳しい財政状況と東日本大震災からの復興に対応するため、「国家公務員制度改革関連 4 法案」とあわせ、国家公務員の給与減額を規定した「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が国会に提出され、本年の人事院勧告が見送られることが閣議決定されたところです。

このような状況を踏まえ、地方公務員の給与に係る地方交付税や義務教育費国庫負担金に関し、次のとおり提案します。

文部科学省の概算要求	
<b>義務教育費国庫負担金</b>	<b>15,697億円</b>
少人数学級の推進や様々な児童生徒の実態に対応できる教職員配置の充実	
総務省の概算要求	
<b>地方交付税</b>	<b>170,886億円</b>
地方の安定的な財政運営に必要な財源を適正に確保	

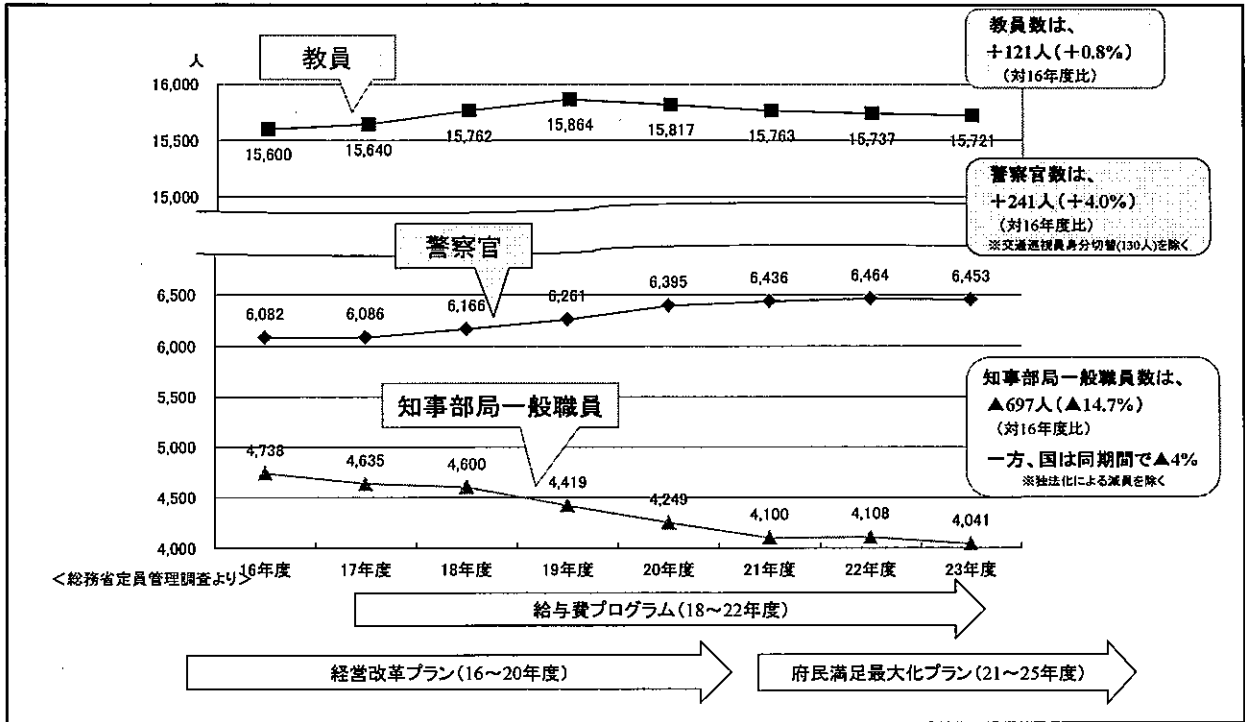


京都府からの要望
<b>地方公務員給与のあり方と適切な財政措置の確保</b>
東日本大震災の復興財源を確保するために実施される国家公務員の給与削減に合わせ、地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減を通じて、地方公務員の給与にも同様の削減を求める意見がある。
しかしながら、地方公務員の給与は、地方公務員法に則り、地方自治体が決定すべきものであり、また、京都府では、 <u>厳しい財政状況を踏まえ、国に先駆けて、職員の削減や独自の給与削減措置を講じるなど既に様々な行政経営改革に取り組んできているところである。</u>
このため、地方公務員の人件費については、従前通り、 <u>地方公務員法の趣旨に則り、各地方公共団体の人事委員会勧告等を踏まえた所要額を確保し、地方が主体的に給与を決定できるよう措置</u> すること。

京都府の現状・課題等

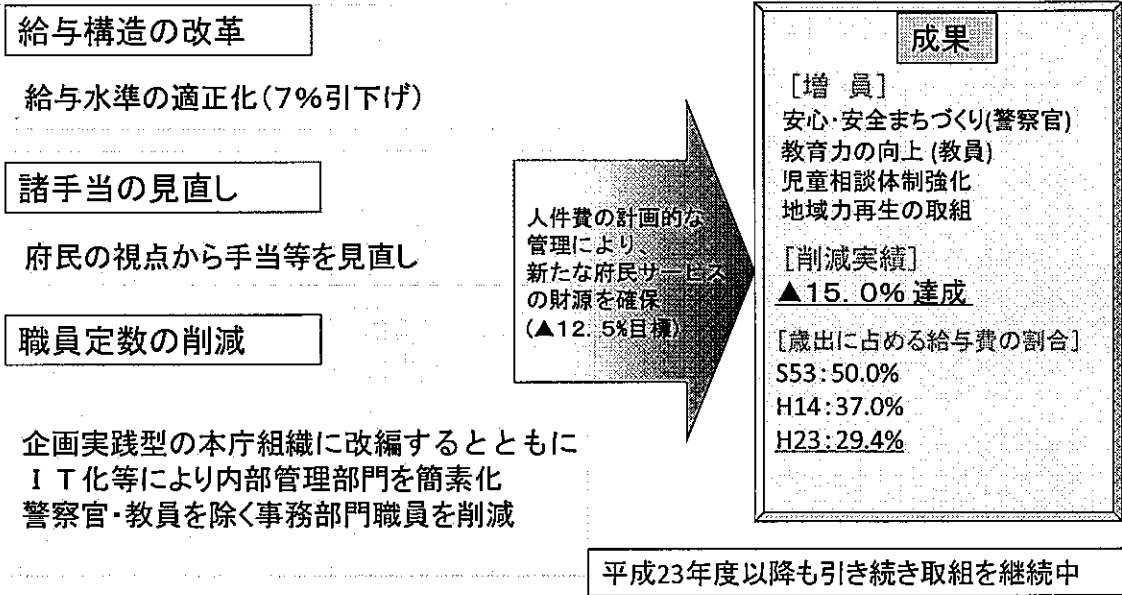
◆ 京都府の行政経営改革の推進状況

＜主な京都府職員数の推移＞



＜給与費プログラムの推進＞

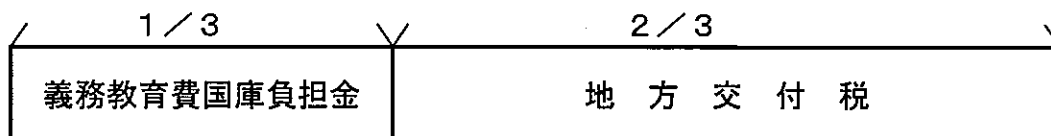
■全国初の人件費総額キャップ制を導入  
5年間(平成18年度~22年度)で退職手当を除く人件費総額を12.5%削減



◆ 義務教育費国庫負担制度の概要

公立義務教育諸学校の教職員の給与に対し、1/3 が義務教育費国庫負担金で、2/3 が地方交付税により財政措置。

(教職員給与に対する財政措置)



※ 義務教育費国庫負担金の算定＝教職員給与単価×教職員定数×1/3

◆ 義務教育費国庫負担金及び地方交付税削減に伴う府財政への影響

※ 「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の成立を前提として、国家公務員と同様、平均 7.8% の給与削減が実施された場合の影響

⇒ 7.1 億円の削減

<積算：小・中・特別支援学校分のみ>

91,145,334 千円 (A) - 84,035,999 千円 (B) = 7,109,335 千円

	当初予算ベース	7.8%削減後見込み
国庫負担金	30,381,778	28,012,000
地方交付税	60,763,556	56,023,999
合計	91,145,334 (A)	84,035,999 (B)

◆ 参 考

【地方公務員法】

第 24 条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

【義務教育費国庫負担法】

第一条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費

【京都府の担当部局】

政策企画部 行政経営改革課 075-414-5741

教育庁管理部 教職員課 075-414-5788